

昭和村技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年 8月 1日

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間企業の従事者と比べ高額になっているのではないかという指摘や批判があります。当村においては、技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似職種の従事者との均衡を保つため、村民の理解と納得が得られるよう、技能労務職員の給与水準の適正化に向けた今後の取組方針を策定しました。

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員データ

区 分	昭 和 村				民 間	
	人 数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
全 体	12 人	290,483 円	309,833 円	49.6 歳	-	-
運 転 手	4 人	322,500 円	352,550 円	51.8 歳	320,600 円	46.6 歳
学校用務員	4 人	277,325 円	296,200 円	45.5 歳	227,200 円	53.9 歳
調 理 員	2 人	265,350 円	272,850 円	56.0 歳	276,900 円	42.3 歳
そ の 他	2 人	277,900 円	288,650 円	47.0 歳	263,500 円	48.6 歳

民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において公表されているデータを使用しています。

「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

「その他」には、公仕、公園管理人を含みます。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	~ 27 歳	28 歳 ~ 31 歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40 歳 ~ 43 歳	44 歳 ~ 47 歳	48 歳 ~ 51 歳	52 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 59 歳	60 歳 以上
全 体										
運 転 手					1		1		2	
学校用務員					3				1	
調 理 員								1	1	
そ の 他						2				

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（一）の3級制を適用しております。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

ありません。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に4号級（55歳以上にあっては2号給）を標準として昇給させています。

2 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

給与面については、民間従事者との均衡を考慮したうえで、技能労務職員としての職務職責に相応しい給与水準となるよう適正化を図っていきます。また、職員数については退職者不補充とし、技能労務職員の職務の性格や内容を考えながら、適正化に向けた取組を推進していきます。

3 具体的な取組内容

厳しい財政運営が続く中で、職員数の減員は避けて通れない状況にあります。そこで、当村では、退職者補充の抑制及び職員数の適正化を踏まえ、今後も技能労務職員の退職状況を注視しながら、次のような見直しを検討し、実施していきたいと考えております。

(1) 民間委託の推進

年度ごとの退職者数を注視しながら、また技能労務職員の現場の状況を精査し、民間に委ねることができる業務については、民間活力の導入を推進します。

(2) 給料表等の見直し

給料表については、従来の行政職給料表(一)から行政職給料表(二)への移行を検討するとともに、昇給基準については、技能労務職を含め全職員を対象とした人事考課制度を検討し、評価に応じた昇給制度の確立を図ります。